第82号

発行日 2023. 4.15

Super Highway

JR東労組バス関東本部



労働協約の適用

「労使協定」が労働者の過半数代表者と締結し、職場全従業員に適用するのに対し、「労働協約」の場合は、その労働組合の組合員にのみ適用されるのが原則です。ただし、適用を受ける労働者数が事業場の4分の3以上となる場合は、残りの労働者にもその労働協約が適用されます。小規模な企業などでは、過半数労働組合の代表者が、労働者の過半数代表者を兼ねるかたちで、労使協定を締結しているケースもありますので、自社の従業員数、労働組合の組合員数などは、きちんと確認しておく必要があります

労働協約の効力が発生するための要件

労働協約が効力を有するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・書面に合意内容を記載すること
- ・会社と労働組合の双方が、署名または押印すること

「覚書」「確認書」であっても、労働協約として認められる

合意内容を書面化し、会社と労動組合双方の署名や押印がされていれば、「労働協約」という表題の書面に限らず、「協定」「覚書」「確認書」などという名称やメモ書きの書面であっても、労働協約に該当するケースがあります。



JRバス関東で働く仲間を一つに!